

代理受領手続きの流れ

○代理受領制度とは

通常、補助金は申請者（建物所有者等＝補助事業者）に直接支払われますが、一定の条件を満たす場合は、申請者と直接契約を締結し、耐震改修工事等を行った者（耐震事業者）が、申請者の代わりに補助金を受領することができる制度です。

○代理受領制度の適用条件

次の条件をすべて満たしていること

- ・ 補助金の額が**50万円以上**であること
- ・ 申請者（補助事業者）と耐震事業者が、補助金の代理受領について委任（受任）関係にあること
- ・ 所定の書類を提出できること

様式第10号の2 補助金概算請求書（兼代理受領に係る委任状）

様式第10号の3 代理受領に係る補助事業内訳説明書
（実印押印、印鑑証明書添付）

等

○代理受領制度を利用する場合の事業の流れ

